

仕 様 書

1 業務名

移住・定住促進業務

2 目的

本業務は、自己実現のために本市へ移住を希望する方からの様々な移住相談に対し、丁寧に対応できる体制を整えるとともに、移住に関する相談、空き家や働き口の情報など様々な情報を提供し、移住希望者の不安解消に向けた側面サポートを行うことを目的とする。

なお、地域おこし協力隊と連携を図りながら、移住・定住促進への取組みを行うこととする。

3 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務場所

前橋市役所（前橋市大手町二丁目12-1）ほか

5 業務内容

本市への移住者増加及び定住促進に資することを目的として次の業務を実施すること。

- （1）移住希望者からの相談対応に関すること（相談履歴及び移住者履歴の管理含む）
- （2）移住後のフォローに関すること
- （3）移住促進イベントへの参加・補助に関すること
- （4）移住に関する情報の発信・PRに関すること（SNS活用及びアカウント管理含む）
- （5）移住情報誌の制作支援に関すること
- （6）移住希望者への市内案内に関すること
- （7）オンライン移住相談会の開催（2回／月を最低限の開催頻度とする）
- （8）赤城山ミーティングの開催（3回／年程度の開催を目安とする）
- （9）移住者交流会に関すること
- （10）その他移住・定住促進事業に関すること

6 業務報告

毎月ごとに相談履歴等の活動報告を市の監督員へ提出すること。（任意書式）

赤城山ミーティング及び移住者交流会の開催報告については、開催後2週間以内に簡易的な報告書を市の監督員に提出すること。

業務終了後、指定の報告書を市の監督員に提出し、業務の確認を受けること。

なお、四半期毎に業務一部完了報告書を市の監督員に提出し、業務の確認を受けるとともに業務の進捗状況を共有すること。

また、業務遂行状況について、前橋市から状況報告を求められたときは、これに応じること。

7 支払方法

(1) 契約金額の支払い

市の検査に合格した後、適切な請求に基づき、一括支払いとする。ただし、各回業務報告時に相当金額を請求することができる。

市は、受託業者から契約金の請求があったときは、適法な支払請求書の提出があったその日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(2) 経費

原則として本業務にかかる経費は受注者負担とする。

8 その他

- ・受注者は、業務上知り得た事項については守秘義務を負うこと。
- ・本仕様に記載されない事項については、発注者と協議の上、決定する。
- ・受注者は、消費税及び地方消費税の免税事業者にあつては「免税事業者届出書」を前橋市文化スポーツ観光部観光政策課へ提出すること。なお、これらの届出書の提出にあたっては、それぞれ別紙の様式第1号又は様式第2号を利用することとし、課税期間の記載については、契約締結予定日を含む事業年度（個人事業者の場合は1月1日から12月31日まで）を記入すること。
- ・契約保証金は免除とする。

9 担当部署

前橋市文化スポーツ観光部 観光政策課 スローシティ推進係

電話番号：027-257-0675